

1

金融法務とは何か

1. 金融法務の意義

(1) 銀行の業務内容

銀行は顧客との間でさまざまな取引を行っていますが、その業務内容を大別すると、①預金業務、②融資業務、③為替業務、④付随業務、⑤他業証券業務等の5種類があり、そのほか特別の法律によって認められる業務もあります。

銀行法では、営業として預金・定期積金の受入れと資金の貸付・手形の割引を併せ行うこと、または為替取引を行うことを「銀行業」、内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者を「銀行」と定義しています（銀行法2条）。このことから理解し得るように、上記①②③が銀行の中心的業務であり（銀行法10条1項）、これらは銀行の固有業務（本来業務）と呼ばれています。

これに対し、④の付随業務は、銀行が固有業務を行うのに付随して行うことが認められているもので、これには債務保証（支払承諾）、投資目的の有価証券の売買、国債の引受や募集、金銭債権の売買、他の金融機関の代理、公金等の収納、貴金属等の保護預りや貸金庫、両替、デリバティブ取引など、さまざまなものが含まれています（銀行法10条2項各号）。

さらに、同項各号に該当しない業務であっても、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2（4）で示されている4要素（準業務性、非過大性、リスク同質性、余剰性）を考慮したうえで「その他の銀行業に付随する業務」（銀行法10条2項柱書）の範疇にあると判断された業務の実施も可能です。同監督指針V-3-2-2（1）では、「その他の銀行業に付随する業務」に当たる業務として、取引先企業に対して行うM&Aに関する業務や事務受託業務などが列挙されています。

また、⑤の他業証券業務等には、金融商品取引法33条2項により銀行に特例として認められる一定の範囲の有価証券関連業務のほか、投資助言業務、信託関連業務および地球温暖化対策関連業務などがあります（銀行法11条）。

このほかにも、銀行にとって他業ではありつつも、担保付社債信託法に基づく担保付社債の受託業務など、法律により銀行に認められる業務もありますが（法定他業、銀行法12条前段）、銀行はそれ以外の他業の実施は禁止されています（他業禁止規制、銀行法12条後段）。これは、銀行の本来の業務が金融という国民経済上、たいへん重要な機能と役割をもっているため、法令によって認められた業務に専念させ、信用秩序を維持する必要があるためです。

（２）金融取引と金融法務

ところで、上記のような預金、融資や為替その他金銭のやり取りを目的とした取引は一般に金融取引といわれますが、こうした取引には民法や会社法等、さまざまな法律が関係しています。金融法務とは、必ずしも定まった定義があるわけではありませんが、そのような金融取引に関係する法律の解釈、適用を学び、実践処理するものといえるでしょう。

金融取引は銀行のみが行っているものではなく、保険会社・証券会社・貸金業者等でも行われていますが、銀行が行う場合は、特に銀行取引とも呼ばれます。もっとも、銀行取引という場合は、銀行が銀行法上行うことを認められた取引全般を広く含む意味で用いられることもありますし、それより狭い意味で用いられることもあります。たとえば、商法には営業的商行為の1つとして「両替その他の銀行取引」というものがありますが（商法502条8号）、これは銀行法上の銀行業とほぼ同じ意味と考えられます。しかし、実務上、与信取引を行う場合に一般に使用されている「銀行取引約定書」の場合は、融資等の与信取引を中心としたやや狭い意味で用いられていると考えられます。したがって、厳密には金融取引イコール銀行取引ともいえませんが、本書では、銀行法上銀行に認められた金融取引を中心に勉強していくことにします。

銀行の営業店においては、日々取引行為を行っていますが、取引というものは、当事者がどの程度意識しているかにかかわらず法的意味があり、なんらかの法の適用を受けるものです。したがって、金融法務は、一部の専門家や専門部署の人だけが知っていればよいというものではなく、そうした取引行為に関わっている人たちが皆が、程度の差はあるにしろ、前提として知っておく必要があると考えるべきでしょう。

2. 金融取引の特色

(1) 経済面での特色

ここでは、法務を離れて、経済面での銀行が行う金融取引の特色を要約しておきます。

第1に、金融取引を通じて資金が余っている人から足りない人に流れる機能（資金仲介機能）が発揮されます。第2に、金融取引によって、顧客は現金支払に代わる決済手段を利用することができます（決済機能）。第3に、融資代り金が預金に振り替えられ、その大部分がさらに融資用の原資として利用され、これが繰り返されることによって、金融取引を通じて預金通貨が作り出されるという特色があります（信用創造機能）。これらの機能が複合して、金融取引は国民経済に大きな役割を果たしています。

(2) 業務面での特色

次に、業務面での重要な特色を列挙しましょう。第1に、業務内容が業態や地域や顧客の違いにかかわらず、定型的で反復継続的な色彩が強いことです。取引金額や取引条件はいろいろであっても、たとえば普通預金や手形割引といえ、仕組みや約束ごとは全業態・全地域でほぼ同じです。第2に、確実に迅速な業務処理が顕著なことです。銀行はめったにミスをしない、また銀行はスピーディーに業務処理をしてくれる、という顧客の銀行に対する信頼感は、これまでの実績に負うところが大きく、この銀行の信用はぜひとも維持していきたいものです。第3に、公共性が強いということです。顧客層が広がり、現在では銀行と取引をしていない人はごくわずかになっているうえに、顧客の経済生活や市民生活になくはならぬ存在になっています。そのため、銀行業務は常に公共性の見地から観察され、評価され、批判されるという特色があるわけです。

(3) 最近の傾向

金融取引の最近の顕著な傾向を、項目のみアット・ランダムにあげておきます。

まず、①1990年代以降の金融業界に対する規制緩和に伴って金融行政も大きく変化しただけでなく、バブルの崩壊とその後の「失われた20年」と呼ばれる長期の経済的低迷、日本銀行によるマイナス金利政策の導入や日本社会の人口減少時代への突入等により、銀行の置かれた金融環境も大きく変化しています。その結果、②銀行間の競争も一段と激化し、銀行の収益環境も厳しくなったことから、金融機関の合併・提携や持株会社の設立などの金融業界の再編、金融業務の拡大が加速しています。さらに、③銀行業務の自由化・国際

化なども急速に進展し、自己責任に基づく新しい金融商品の創設や銀行ごとの独自商品・サービスの開発も続出しています。

また、④オンライン取引等の取引の非対面が進展することで顧客の利便性が図られ、またAIの導入等や事務の見直し・効率化等を通じた銀行業務の合理化も図られつつあります。後述しますが、手形・小切手も電子化が図られています。

そして、⑤Fintechを駆使した異業種による金融取引の分野への参入等も進展しています。

(4) 法務面での特色

金融法務の視点で銀行の取引の特色をみますと、銀行の取引は、①金銭を目的とした取引を主としていること、また、②そうした取引を、大量・画一的かつ迅速に行うため、約款という銀行があらかじめ用意した契約条項で取引を行っているのが通常であること、そして、③そうした約款では銀行が一定の行為をした場合、それ以上の責任を負わないことを定める免責規定（免責約款）が多いことなどの特色を指摘することができます。

①のことから、金融取引では、特に金銭債権・債務に関する債権法と呼ばれる民法や会社法の分野の知識が必須となりますが、そのほかにその債権を担保するための担保法、債権回収をするための民事執行法、倒産法等の法知識も必要となります。また②の約款については、次節でも述べますが、銀行に限らず、不特定多数の者を相手に同種の取引を大量・画一的に行う各種業界に共通してみられる現象といえます。さらに③の免責約款もまたそうした約款類に多くみられるものですが、それは大量の取引を迅速・確実に行うために規定しているもので、取引の動的安全を確保するためのものといえます。

しかし、こうしたことから、銀行（員）は定められた事務を手続（マニュアル）に定められたとおり機械的に行ってさえいればよいのだと思うのは問題でしょう。事務手続の遵守はもちろん重要なことですが、最近、金融自由化によって銀行でも複雑でリスクの高い商品を数多く取り扱うようになっており、顧客の静的安全に対する要請も強まっています。特にそうした傾向は消費者個人の保護をめぐって、判例や学説、さらには立法にも現れており、現在では、銀行法に顧客に対する情報提供義務が規定され（銀行法12条の2）、また平成13年4月からは後に述べる消費者契約法、金融商品の販売等に関する法律（令和2年6月、令和5年11月の改正を経て、現在は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（以下「金融サービス提供法」という）に名称が改められています。以下本テキストでは、金融サービス提供法に基づいて記述しています）、平成19年9月から

は金融商品取引法が施行され、顧客の立場にも十分配慮した取引姿勢が求められています。したがって、金融法務を学ぶ場合でも、手続の背景にあるものをよく理解し、銀行の立場だけでなく、銀行の公共性や顧客の視点も踏まえることが必要というべきでしょう。加えて、平成29年3月に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」では、同原則を採択した金融事業者に対し、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表することを求めています。

3. 金融取引と契約

(1) 取引と契約

「取引」とは、一般に営利を目的とした経済行為を指し、商人が行う取引は特に商取引とも呼ばれます。たとえば、売買・交換・寄託・貸借・請負などは、典型的な取引の例です。金融取引とは、こうした取引のうち金銭を目的として行われる資金の調達・移動・運用等に関する取引とよいでしょう（なお、預金は金銭の消費寄託、貸金は金銭の消費貸借、外貨売買は金銭の売買、両替は金銭の交換などに相当するものです）。

このような取引は、法的には通常「契約」によって成立し、法的拘束力を有するものとなります。契約は、一般には、当事者の一方から他方に対して申込みをして、相手方がこれを承諾し、両者の意思が合致することによって成立します。この場合、この申込みや承諾は、契約を成立させるための意思表示（法律行為）であって、どちら側から行われてもよいのですが、結果として両者の意思表示が一致することが必要なわけです。このように意思表示の一致（合意）のみで成立する契約を「諾成契約」(*)といいます。

しかし、契約には、合意のほかにさらに目的物の交付・引渡し（あるいはそれと同視し得る経済的利益の移転）も必要とされるものがあり、そのような契約は「要物契約」(*)といわれます。2020年4月施行の民法改正までは消費貸借、使用貸借、寄託の契約や質権設定契約が要物契約として規定されていましたが、民法改正後は書面によらない消費貸借契約や質権設定契約のみが要物契約とされています。

なお、契約の申込みと区別する必要があるものに、申込みの誘引というものがあります。これは申込み前の段階の行為で、申込みを誘うものです。たとえば、銀行の店頭で金融商品のパンフレットを並べていたとしても、それのみで銀行が顧客に契約の申込みをしているとはいえません。顧客はそれを見て銀行に契約を申し込み、それを受けた銀行は条件が合えば承諾をして（そして契約の種類によっては金銭等の授受もする）、それで契約が成

立するわけです。また、融資取引の交渉の過程では、いろいろな条件提示がされるでしょうが、そのような段階では正式申込み前の誘引に属する行為はしばしばあると思われます。

(2) 契約の成立と契約書面

ところで、契約の申込みや承諾、あるいは契約が成立するためには、特別のものを除き、法的には書面の作成は要件とはされていませんが（民法522条2項）、実務的にはなんらかの書面を作成するのが通常です。

保証契約（民法446条）、定期借地契約（借地借家法22条）など一部の契約は書面作成が要件とされていますが、これは例外で、日本では一般に書面なしでも契約は成立するとされています。しかし、書面なしで契約を行うと、誰がいつどういう申込みをしたのか、その結果どういう内容の契約が成立したのか、事務処理を誤る危険もありますし、後日、紛議を招くおそれもあります。そこで、実務的には、事務処理上の都合と後日の証拠とするため、そのような申込みあるいは契約の成立については、なんらかの書面を作成する（顧客にも申込書控えや契約書の写しなどを交付する）こととしているわけです。なお、取引によっては、顧客保護等のため、各業法で書面の作成・交付が義務付けられている場合もあります。

(3) 契約の効力

契約が成立要件を満たすと、それによって取引が成立し、当事者間に債権・債務ないし権利・義務関係が生じ、契約によって成立した取引が履行されない場合には、法的な手段

